

## 長岡市がんばる担い手農家の資本装備等支援事業について（概要）

### 補助対象者

- 個人認定農業者（1戸1法人を含む）
- 認定新規就農者
- 水田経営所得安定対策（ナラシ対策）に加入している集落営農組織

※個人の方は、確定申告で複式簿記を実施し、青色申告を行っている方が対象です。

### 補助対象経費

- 規模拡大・生産コスト削減に対応するために必要な機械・施設
- 新たに複合経営等を行うために必要な機械・施設
- ※耐用年数が3年以上残っているものであれば、中古機械でも可とします。

### 補助率

- 30%以内（上限補助額150万円）
- ※1台（機、基）あたり50万円以上の機械  
ただし、複数の機械の組み合わせにより機能を発揮する機械は、導入金額の合計額で50万円以上の機械

### 導入機械等の能力、規模根拠について

基本的には新潟県が策定した「農業機械の適正導入に係る指針」（詳細は県HP参照）に基づき適正な能力を算出し、経営規模に対して過剰・過大なものとならない機械・施設を対象とします。

ご不明な点は、農水産政策課、各支所産業建設課（農林・建設課）、またはJAにお問い合わせください。

### 補助金額の算定について（以下のいずれか低い額）

- ①導入価格（落札価格、見積価格）×補助率（30%以内）
- ②メーカー希望小売価格×一定率×補助率（30%以内）
- ※一定率とはトラクター、田植機、コンバイン（付属機含む）は88%、その他の機械は92%